

令和7年度国民年金システム標準化ベンダー分科会
(第1回) 議事概要

日時：令和7年5月19日(月) 15:00~16:30

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17階 (東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

【構成員】

荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
本園 誠	株式会社RKKCS 第1システム本部 住基部門 子育てグループ 課長
浅野 伸也	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
三井 沙織	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 P&E事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部第一グループ 主任技師

【オブザーバー】

加藤 伸二	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ参事役
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 開催要綱
 - (2) 令和7年度研究会の進め方
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○市区町村とシステム開発ベンダーを構成員として、日本年金機構等の関係者をオブザーバーとして参加する研究会にて検討を重ね、令和4年10月に標準仕様書を公表した。その後さらに検討を重ね、令和7年1月に標準仕様書1.3版を公表した。令和7年度は市区町村構成員として新たに松戸市、豊川市、筑紫野市に参加していただくことになった。令和7年度の研究会では、上期は標準仕様書の改定について、下期は令和8年度以降の業務効率化に向けた検討を行う予定である。上期の研究会では、令和8年10月に施行される育児期間における保険料免除措置制度に関する機能を取り込んだ標準仕様書の公表を8月に予定している。研究会の議論や意見照会の実施等、標準仕様書の公表まで余裕のないスケジュールになっているが、構成員及びオブザーバーと連携し、標準仕様書を作成し、公表していきたい。下期では、令和8年度以降の業務効率化に向けた検討を行う予定だが、上期に各検討事項に関するヒアリングの実施を予定しているので、ご協力をお願いします。(オブザーバー)

○本日はベンダー分科会であるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち事業者の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。(事務局)

2. 議事

(1) 開催要綱

○自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、LGWAN等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・自治体等の負担に繋がっている。また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、国民年金事務に係る自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、具体的な検討を行うことを目的として、「令和7年度国民年金システム標準化研究会」を開催することとする。(事務局)

○開催要綱について、ご意見等があればお願いしたい。(事務局)

○特になし。(構成員)

○それでは議事「(1) 開催要綱」を終了し「(2) 令和7年度の進め方」に移行する。(事務局)

(2) 令和7年度研究会の進め方

○令和7年度研究会の進め方についてご説明する。「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、地方公共団体や事業者の意見を反映させるための検討会として本年度も研究会を立ち上げる。本研究会では、標準化の範囲や仕様の精度を高めるための議論を進めるとともに、研究会を合意形成の場として親会とし、議論及び検討の場としてワーキングチームとベンダー分科会を設けている。(事務局)

○本研究会で討議・確認する取り組み対象は、標準準拠システムへの移行期限が迫っていることに鑑み、法令・制度改正への対応を1件、令和8年度以降の業務効率化に向けた事項を5件、計6件について討議および報告を実施する。法令・制度改正への対応の議題案は、「育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定」であり、討議を実施する。令和8年度以降の業務効率化に向けた事項の議題案は、「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)」「出入国在留管理庁とのデータ連携の実現(国籍変更報告等)に向けた検討」「標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法」「書かない窓口」の実現に向けた検討」「交付金事務」の業務改善等に係る検討」であり、「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)のみを討議とし、その他議題案は報告を実施する。(事務局)

○本研究会の現時点でのスケジュールは、標準仕様書の改定は8月末に実施するが、1月末の改定と正誤表の作成は実施しない予定としている。今後対応する必要性が発生した場合は改めて相談する。(事務局)

○次に8月末の標準仕様書改定対象についてご説明する。令和7年度8月末に向けた標準仕様書の改定対象は、法令・制度改正への対応、令和6年度からの申し送り事項、標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化の3点に分類している。法令・制度改正への対応では、育児期間保険料免除措置の創設に伴う標準仕様書の改定を進めており、対象数は13件である。令和6年度からの申し送り事項では、令和6年度の改定不備の対応、誤植対応及び令和6年度決定事項の反映を進めており、対象数は3件である。標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化では、類似する機能要件の記載方法の統一を進めており、対象数は2件である。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象について、ご説明する。法令・制度改正への対応による改定対象は、ツリー図、業務フロー、機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトに区分される。第1回ワーキングチームからの修正として、No.3の概要を報告対象から送付対象に変更し、またNo.9～No.11の概要に区分を括弧書きで追加した。(事務局)

○続いて、個別の法令・制度改正への対応による改定対象について説明する。法令・制度改正への対応による改定対象No.1について、「ツリー図」の「No.2 免除」に新規業務フロー「2.5. 育児免除申請書受理・審査」の項目を新規追加している。概要としては、「住民からの申請により、育児免除申請書を受受理・審査し、登録し、機構へ送付する。機構からの「国民年金保険料育児免除該当通知書発行一覧表」又は「国民年金保険料育児免除終了通知書発行一覧表」から結果の登録を行う。」と記載している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象No.2について、育児期間保険料免除措置の創設に伴い、既存の業務フロー(2.4. 産前産後申請書受理・審査)に新規帳票名を追加している。育児期間保険料免除だけではなく、産前産後免除についても併せて申請できるようにしているが、注意書きのとおり、あくまでも産前産後免除の届出を行う場合に限るものとなっている。また、改定案の見方として、青字は新規で追加されているものを表しており、取り消し線がある箇所は削除を表現している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象No.3について、既存の業務フロー(5.1. 年金機構への報告・送付)の送付対象に新規帳票名を追加している。具体的には、送付対象として、産前

産後免除該当届/育児免除該当・終了届を追加している。また、送付対象に帳票レイアウトに規定のない帳票が残存していたため、今般の業務フロー図の修正に伴い、「国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書」、「国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該当届」については図から削除している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 4 について、「育児免除申請書受理・審査」の業務フローを新規追加している。業務の流れは基本的に産前産後免除と変わらない。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 5 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として育児免除に係る登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。注意書きのとおり、新規追加する育児免除機能は、既存の産前産後免除の機能要件を参考に作成している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 6 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除に係る登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 7 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として育児免除に係る履歴の登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 8 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除に係る履歴の登録・修正・削除・照会ができる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 9 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として国民年金保険料育児免除該当通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 10 について、機能要件に関する改定案であり、実装必須機能として国民年金保険料育児免除終了通知書発行一覧表の情報を国民年金システムに登録できる機能を新規追加している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 11 について、機能要件に関する改定案であり、標準オプション機能として育児免除申請に対応して、指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できる機能を新規追加している。また、類似の機能について、同様の機能要件となるよう表記を統一している。中項目に、2.5 育児免除申請書受理・審査を追加しており、機能要件を指定した異動事由で抽出された異動情報、報告を必要としない異動に係る情報を一覧で確認できることとしている。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 12 について、帳票詳細要件に関する改定案であり、育児免除申請をする新規帳票レイアウトに対応した帳票詳細を新規追加している。また、第1回ワーキングチームからの修正として、帳票レイアウト(案)にない項目を削除し、薄黄色の塗りつぶし箇所の内容を更新している。(事務局)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 13 について、育児免除申請に対応した新規帳票レイアウトを新規追加している。(事務局)

○続いて、令和6年度からの申し送り事項による改定対象について説明する。令和6年度からの申し送り事項による改定対象は、機能・帳票要件、帳票詳細要件に区分している。機能・帳票要件の改定対象事項数は、「機能 ID : 0260480 において、1.3 版改定時に「要件の考え方・理由」の記載を誤って削除したため、次回改定時に修正する。また、元の記載自体にも誤字があるため修正する。」が1件、「機能 ID : 0260336 における誤字を修正する。」が1件となっている。帳

票詳細要件の改定対象事項数は、「外国人の氏名入力の際、ローマ字以外に漢字登録のある場合の出力条件を見直す。」が7件となっている。また、機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化による改定は、機能・帳票要件を対象としている。機能・帳票要件の改定対象事項数は、「異動に係る情報を一覧で確認する機能における要件の表記を統一する。」が14件、「機能ID：0260317から、電子媒体に関する記載を削除する。」が2件となっている。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象No.1について、機能要件に関する改定案であり、機能ID：0260480において、1.3版改定時に「要件の考え方・理由」の記載を誤って削除したため、次回改定時に修正する。また、元の記載自体にも誤字があるため修正する。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象No.2について、機能要件に関する改定案であり、機能ID：0260336において誤字があったため、「日本年金機構に所得情報を提供する配偶者、世帯主を特定し、被保険者の所得情報も含めて取り込めること」に修正する。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象No.3について、帳票詳細要件に関する改定案であり、外国人がローマ字氏名と漢字氏名を有する場合の氏名欄への出力条件について、漢字氏名を優先して出力するよう見直しを行っている。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化No.1について、機能要件に関する改定案であり、異動に係る情報を一覧で確認する機能における要件の表記が統一されていなかったため、修正する。（事務局）

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化No.2について、機能要件に関する改定案であり、機能ID：0260317において、機能要件から「※電子媒体での取り込みもできること」を削除し、要件の考え方・理由の「電子媒体は「国民年金処理結果一覧表媒体作成仕様書」に準拠していること」を削除している。（事務局）

○令和7年度の標準仕様書の改定に向けた討議について、ご意見等あればお願いしたい。（事務局）

○育児免除について、産前産後免除に合わせ電子媒体の取り込みが機能要件にないが、電子媒体の様式は今回作成しない認識でよいか。（構成員）

○ご認識のとおりである。（事務局）

○育児免除の改正が令和8年10月1日に施行されるが、標準仕様書の適合基準日はいつになるか。（構成員）

○適合基準日は、施行日と同日の令和8年10月1日を想定しているが、改めて確認し、回答する。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象No.3における帳票詳細要件の対応事項「外国人がローマ字氏名と漢字氏名を有する場合の氏名欄への出力条件について、漢字氏名を優先して出力するよう見直しを行う。」について、見直しの根拠を教えてください。また、この対応事項に関する適合基準日はいつになるか。（構成員）

○見直しの経緯として、外国人がローマ字氏名と漢字氏名を有する場合の氏名欄への出力条件について質問があり、日本年金機構に確認した結果、漢字氏名を優先するとの回答であった。そのため、この回答内容を基に見直しをしている。また、適合基準日は令和8年4月1日を想定しているが、改めて確認し、回答する。（事務局）

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象No.1における機能要件ID0260480 要件の考え方・理由欄「免除理由について、該当する複数の理由毎に登録できることとする。」について、現状では複数の理由がある場合、複数の理由を1つの情報として登録しているが、理由毎にそれぞれの情報を登録しなければならないのか。（構成員）

○確認し、別途回答する。(事務局)

○市区町村より日本年金機構に提出している電子媒体に関して、育児免除も対象になるのか。対象となる場合は、電子媒体作成の仕様書が厚生労働省及び日本年金機構の連名で公表されるが、この仕様書も修正されて再度公表するのか。(構成員)

○育児免除は電子媒体に対応しないため、対象外である。(事務局)

○電子媒体に関わる機能要件があれば、仕様書も変わるのか。(構成員)

○ご認識のとおりである。(事務局)

○育児免除の事務連絡について、いつ頃連絡されるのか。(構成員)

○育児免除に関する処理結果一覧表の媒体作成仕様書や事務処理基準は、現時点では検討中であり、手元にある計画書を標準仕様書に落とし込んでいる状態である。明確な時期は回答できないが、連携できる資料があれば都度連絡させていただく。第1回研究会や意見照会時に、育児免除の概要を整理した資料を連携する予定である。(オブザーバー)

○法令・制度改正への対応による改定対象 No. 12 における帳票詳細要件について、各項目に対して実装必須機能等又は標準オプション機能として定義されると考えるが、その定義は意見照会時の資料に記載されるのか。(構成員)

○ご認識のとおりである。(事務局)

○令和6年度からの申し送り事項による改定対象 No. 3 における帳票詳細要件の対応事項「外国人がローマ字氏名と漢字氏名を有する場合の氏名欄への出力条件について、漢字氏名を優先して出力するよう見直しを行う。」について、ローマ字氏名が出力されてはいけないのか。(構成員)

○帳票の印字については、ローマ字氏名と漢字氏名の登録がある外国人は、漢字氏名を優先して出力するが、システムのデータ項目としてはローマ字氏名と漢字氏名の両方を持つことは問題ない。(事務局)

○現在は、システム上ローマ字氏名と漢字氏名の両方とも出力しているが、ローマ字氏名を出さないように出力すべしということか。もしくは、ローマ字氏名が出力されても問題ないのか。(構成員)

○帳票を確認したところ、氏名としてローマ字氏名又は漢字氏名どちらかを出力するレイアウトになっているが、両方出力しているのか。(事務局)

○確認したところ、ローマ字氏名又は漢字氏名どちらかを出力していたので、解決した。(構成員)

○機能要件における精度向上、要件化範囲、内容の最適化 No. 2 について、システムの仕様上、産前産後免除の「電子媒体での取り込みもできること」は定義されていたと思うがいかがか。(構成員)

○国民年金保険料産前産後免除該当通知書発行一覧表は、紙媒体で日本年金機構より市区町村に送られている。標準仕様書の機能要件に「電子媒体での取り込みもできること」と記載していたが、電子媒体での受け渡しを行っていないため、今回の改定で削除することとした。なお、処理結果一覧表は電子媒体での連携やり取りを実施している。(オブザーバー)

○育児免除は、産前産後免除と同様に処理結果一覧表は電子媒体での連携を実施する予定か。(構成員)

○ご認識のとおりである。(オブザーバー)

○育児免除の処理結果一覧表の電子媒体対応について、改めて確認し、回答する。(事務局)

○続いて、令和8年度業務効率化に向けた構成員へのヒアリングについて、説明する。令和8年

度業務効率化は下期にて、本格的に検討する予定である。それに先立ち、上期では各検討テーマについて、構成員へヒアリングさせていただき、8月の第2回研究会にてヒアリング回答の取りまとめ結果を報告させていただく。(事務局)

○ヒアリングの対象について、具体的に説明する。No. 2 「「被保険者・受給者情報管理」機能の拡充(年金相談)」について、想定しているヒアリング項目は「障害基礎年金 相談シートの活用状況」「障害基礎年金 相談事跡管理の方法」「障害基礎年金 システム対応の要否(メモ機能拡充、管理項目の追加等)」「その他のシートの活用状況」である。(事務局)

○No. 4 「標準化後の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法」について、想定しているヒアリング項目は、「現行システムでの確認状況、確認方法(税務システムとの連携有無)」「標準化後の確認方法」である。(事務局)

○No. 5 「「書かない窓口」の実現に向けた検討」について、想定しているヒアリング項目は、「「書かない窓口」の取り組み内容(実施状況、実施内容)」である。(事務局)

○No. 6 「「交付金事務」の業務改善等に係る検討」について、想定しているヒアリング項目は、「交付金事務の作業方法」「交付金事務作業上の負担」「交付金事務の改善要望」である。(事務局)

○令和8年度業務効率化に向けたヒアリングの進め方について、ご説明する。STEP1として、事務局にて各ヒアリング対象に対して、現行業務及び事務の把握、ヒアリング項目の整理、ヒアリングの実施を進める。STEP2として、ヒアリング結果の取りまとめと分析を進める。STEP3として、8月の第2回研究会にて、取りまとめたヒアリング結果の報告と可能な範囲での議論を実施する。下期であるSTEP4では、ヒアリング結果と構成員からいただいた意見を踏まえ、令和8年度業務効率化に向けた標準仕様書の改定の方針を議論する。(事務局)

○続いて、8月末改定に向けたスケジュールについて説明する。第1回ワーキングチーム及び第1回ベンダー分科会では、8月末の標準仕様書改定対応と改定内容の確認を実施している。6月3日に予定している第1回研究会では、意見照会の進め方及び照会内容について確認、議論を実施する。その後、6月中旬から7月上旬にかけて意見照会を実施し、8月上旬開催予定の第2回研究会で、意見照会の内容を踏まえた標準仕様書の改定内容の確認を実施する。(事務局)

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1つ目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改めてご提示させていただく。2つ目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3つ目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続き協力いただきたい。(事務局)

以上